

日本食品微生物学会阪口基金助成選考細則

(阪口基金助成対象)

1. 阪口基金による助成対象事業は以下のすべてに該当するものとする
 - (1) 学術的な価値が高いと認められたセミナー等の集会等
 - (2) 内容が本学会の活動目的に沿うもので、本学会会員への直接的な利益が見込まれるもの
 - (3) 本学会会員が主催する事業
 - (4) 本学会から他の目的により助成金が支給されていない事業で、独立会計により運営されるもの
 - (5) 原則、過去に同じ内容で採択されていない事業

(助成金額および件数)

2. 助成金額は原則として年間 50 万円程度とする。助成件数は特に定めない。

(助成金の使途)

3. 助成金は、事業を実施する際に必要となる消耗品、旅費、人件費、委託費、レンタル費等に充てることができる。申請事業とは異なる目的に流用できる備品への支出は認められない。

(助成金申請方法)

4. 助成を希望するものは以下により申請する。
 - (1) 別に定める「助成申請書」(様式 1)および「予算計画書」(様式 2)を日本食品微生物学会事務局に、郵便あるいは電子メールによって提出する。
 - (2) 助成の案内については、日本食品微生物学会雑誌およびホームページ等により会員に周知する。

(阪口基金助成選考委員会)

5. 日本食品微生物学会阪口基金運用規程に基づき、「阪口基金助成選考委員会(以下、選考委員会)」を組織する。
 - (1) 選考委員は、理事 3 名および評議員 2 名の計 5 名で構成する。
 - (2) 委員は、理事会の審議を経て理事長が委嘱する。
 - (3) 委員の任期は 2 年とし、原則として再任を認めない。
 - (4) 選考委員会は助成申請の受け付けにより理事長が招集する。
 - (5) 選考委員の互選により委員長 1 名を選出する。
 - (6) 選考委員会は委員 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
 - (7) 選考委員会は申請書の内容から、助成対象として相応しい事業を選考し、選考委員長はこれを理事長へ報告する。

(助成事業の決定通知)

6. 理事長は、理事会の議を経て承認された助成事業について、「阪口基金助成金決定通知書」(様式 3)により速やかに申請者へ承認された内容を通知し、助成に関する事務を実行する。なお、通知書には「交付申請書」(様式 4)の提出、並びに指定された期日までに、「実績報告書」(様式 5)および収支決算書(様式 6)の提出を要請する。

(改正)

7. 本細則は、理事会の議を経て改正することができる。

附則

本細則は、平成 26 年 9 月 18 日から施行する。

平成 28 年 1 月 23 日に一部改正

令和 5 年 7 月 29 日に一部改正

令和 6 年 4 月 13 日に一部改正

令和 7 年 4 月 19 日に一部改正